みえの住まいの人財バンク制度実施要綱

※「みえの住まいの人財バンク」とは、住まいについてのさまざまな分野(耐震化、バリアフリー化、住宅リフォーム、被災住宅支援等)のアドバイザーの人財情報を、県がホームページ等を通じて提供します。このことにより、県民のみなさんが地域の人材に気軽に相談を行えるようにし、安全･快適な住まいづくりを支援します。

　(趣旨)

第1条　この要綱は､ゆとりある住まいづくりを促進し、県民の福祉の向上に寄与するための｢みえの住まいの人財バンク｣(以下｢人財バンク｣という。)制度に関し必要な事項を定めるものとする｡

　(定義)

第2条　この要綱において「アドバイザー」とは、県が指定する住宅耐震化、バリアフリー化、住宅リフォーム、被災者住宅支援等に関する研修会･講習会等(以下「研修会等」という。)を受講し、希望して三重県のアドバイザーを登載する名簿(以下「名簿」という。)に登載された者をいう｡

2　アドバイザーが相談対応等を行う分野および内容は、別表に定める。

　(アドバイザーの業務)

第3条　アドバイザーは、県民からの耐震化、バリアフリー化、住宅リフォーム、被災住宅支援等の住宅相談に応じ、ゆとりある住まいづくりのための住宅の新築、増築及び改築等に関する助言を行うものとする。

2　前項の業務に対する報酬については、アドバイザーはこれを求めないものとする。

3　アドバイザーは、自治会等の集まりで、話題提供等を行うこと(以下「語り部活動」という。)ができる。

　(倫理綱領の遵守)

第4条　アドバイザーは、前条の業務を行う場合においては、別記の｢三重県ゆとりある住まいアドバイザー倫理綱領｣を遵守しなければならない。

　(登載及び取消)

第5条　研修会等の受講者で、名簿に登載を希望する者は、アドバイザー名簿登載(更新)申請書(第1号様式)により、県の名簿所管部長(以下「所管部長」という。)に申請するものとする。

2　所管部長は、前項の申請があったときは、申請に基づきアドバイザー名簿(第2号様式)に登載するものとする。

3　登載の取消を希望する者(アドバイザーが死亡したときは、その相続人等)は、アドバイザー活動中止届(第3号様式)により、所管部長に届け出るものとする。

4　所管部長は、前項の規定による届けがあったときは、名簿から削除するものとする。

5　所管部長は、名簿の登載項目の追加について、制度の実施にあたって必要と判断する場合は項目を追加することができる。

　(普及啓発)

第6条　県は、前条第2項により作成する名簿を、三重県又は三重県内市町の建築･福祉行政担当部局、福祉関係機関及び建築関係団体等で、県民の閲覧に供し、当制度の周知に努めることにより、ゆとりある住まいづくりを促進するものとする。

2　県は、前項の名簿に、制度運営上の留意点等を記載するものとする。

　(変更の届出)

第7条　アドバイザーは、名簿の登載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を、アドバイザー名簿登載更新申請書(第1号様式)により所管部長に届け出なければならない。

2　前項については、第9条に定める業務件数の報告の際、アドバイザー業務件数報告書　兼　登録内容変更届(第4号様式)を提出することによっても行うことができるものとする。

3　所管部長は、前2項の届けがあったときは、名簿の修正をするものとする。

　(登載のとりやめ)

第8条　所管部長は、第5条第2項の登載通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、名簿の登載をとりやめることができる。

一　三重県ゆとりある住まいアドバイザー倫理綱領の遵守を怠ったとき

二　所管部長が不適格と認めたとき

　(業務件数の報告および公表)

第9条　この要綱により、アドバイザーとして助言や語り部活動を行った場合は、アドバイザー業務件数報告書　兼　登録内容変更届(第4号様式)により、毎年度(4月1日から翌年3月末まで)の実績を、翌年度の4月末日までに所管部長に報告するものとする。

2　県は、アドバイザーに対して報告の提出について周知を行うとともに、アドバイザーから提出された業務件数報告を取りまとめた結果を、三重県ホームページ等により公表するものとする。

　(雑則)

第10条　この要綱に定めるもののほか｢みえの住まいの人財バンク｣制度及び語り部活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　(施行期日)

1　この要綱は、平成14年11月13日から施行する。

　(55改造アドバイザー制度実施要綱の廃止)

2　55改造アドバイザー制度実施要綱(平成14年4月1日施行)は、廃止する。この要綱施行日以前の55改造アドバイザー名簿は、第5条第2項のアドバイザー名簿とみなすものとする。

　　　附　則

　(施行期日)

1　この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

　　　附　則

　(施行期日)

1　この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

　　　附　則

　(施行期日)

1　この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附　則

　(施行期日)

1. この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 主な内容 |
| 木造住宅耐震 | 木造住宅耐震化に関する助言  木造住宅の耐震診断  木造住宅の耐震補強計画･設計  木造伝統構法住宅の耐震診断  上記に関する話題提供(語り部活動)  　等 |
| 被災者住宅支援 | 住宅の修復に関する助言  上記に関する話題提供(語り部活動)  　等 |
| バリアフリー | 住宅のバリアフリー化に関する助言  上記に関する話題提供(語り部活動)  　等 |
| その他一般 | 住宅リフォームに関する助言  その他住宅改修に関する一般的な相談対応  その他上記に関する話題提供(語り部活動)  　等 |

(別記)

**三重県ゆとりある住まいアドバイザー倫理綱領**

|  |
| --- |
| 1. 私は「アドバイザー」として、ゆとりある住まいづくりの促進のため､相談業務を通じて、県民の福祉の向上に努めます。 2. 私は「アドバイザー」として、誠実に業務を行い、関係法令を遵守します。 3. 私は「アドバイザー」として、住宅の設計・施工等に必要な知識の習得及び技術の維持向上に努めます。 |